

高津発 日本改革!

ほりぞえ健ニュース

2004年8月号 No.15

民主党 ほりぞえ健事務所

〒213-0033

川崎市高津区下作延266 エスビル4階
(溝の口駅徒歩2分 高津区役所隣り)

電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489

http://www.horizoe.com

E-mail: horiken@horizoe.com

民主党躍進！ 解散総選挙へ！

川崎市議会議員 ほりぞえ健

(事務局)

7月11日に行われた参議院議員選挙では、民主党の議席が大幅に増えましたね。

(堀添)

はい。改選時に38議席だったのが、50議席へと、大躍進することができましたし、地元の神奈川選挙区でも、定数3議席のうち2議席を民主党の議員で占めることができました。ご支援いただいた皆様に心より感謝いたします。

(事務局)

今回の選挙結果の特徴はどんな点でしょうか。

(堀添)

まず重要な点は、政権与党である自民党は49議席、公明党は11議席を獲得しましたが、合計しても60議席となりますから、改選数121議席の半分に達しなかったこととなります。このことは得票率で見ると、さらに明確になります。自民党と公明党の得票率の合計は、選挙区では39%、比例区でも45%と、過半数を大きく下回っています。今回当選した無所属議員5名全員は私たち民主党が支援した方々でしたので、残りの得票率の大半は野党に投票されたものであるといえます。政権与党が、国政選挙において、全

体の4割強の得票しか得ることができなかった、このことの重みを政権与党側はきちんと受け止めなければならないと思います。今回非改選分の議席数を合わせれば、政権与党の議席数は安定過半数を上回っていますが、だからといって「今回の選挙で政府の政策が信任された」というのでは強弁が過ぎるように思います。むしろ、争点であった年金問題やイラクでの多国籍軍への自衛隊参加の問題、こうした問題に対し、はっきりと不信任の意志表示が示された、というのが常識的な理解ではないでしょうか。

(事務局)

とくに年金問題に関しては、非常に高い関心が寄せられていましたね。

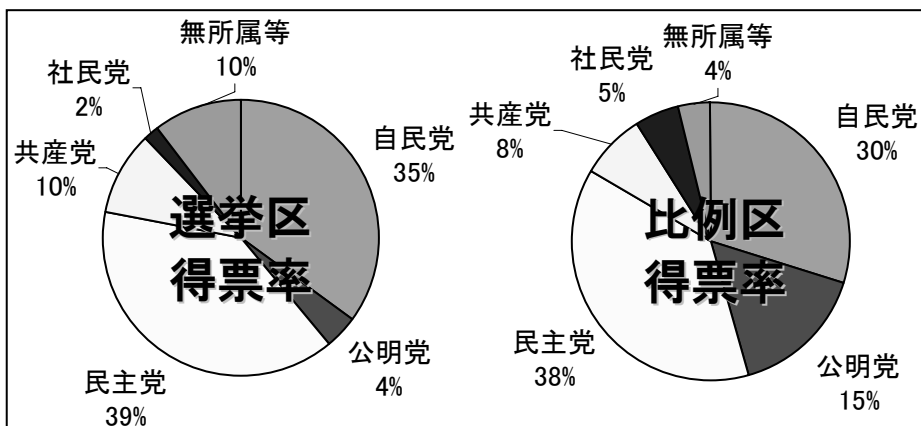
(堀添)

そうですね。選挙期間中も、駅頭等で声をかけられるケースが目に見えて多かったですね。ただし、それでは年金問題をはじめとする民主党の主張が有権者に十分理解されたかということ、この点では多くの課題を残したように思います。今回の選挙結果は、与党の掲げている年金改革案と野党の改革案を比べて、野党の方が支持を得たというよりは、与党の政治姿勢が国民に対する説明責任を果たしていない、国会



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 民主党神奈川県第18区総支部副幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(中学2年)の3人家族

論戦を見ても、まじめに議論しているのではなく、煙に巻こうとしている、さらには年金改革法案を強行採決するまで隠していたかのよう、採決後、政府に都合の悪い情報がどんどん明らかになった、こうしたことが政権与党に対する不信任として表れたのだと思います。つまり、民主党をはじめとする野党に対する積極的な支持というよりは、消去法でこちらが残った、ということだと思います。いうまでもなく、このこと自体もとても重要な点ではありますが、やはり2大政党の片側として、政権を担える存在となるためには、もうワンステップ進まなければならない、というのが有権者の率直な声ではないでしょうか。



(事務局) 前ページからの続き

今回の選挙結果を踏まえ、今後の政治局面はどのように進んでいくのでしょうか。

(堀添)

この点はとても重要なポイントだと思います。参議院議員選挙は直接政権を選択する選挙ではありませんが、やはり選挙結果に表れた民意をできるだけ政治に反映させることが民主政治の原点だと思います。

今回の選挙結果は、重要な争点、とくに年金問題について、政府の進め方に対し、国民から明確な不信任の意志表示がされたものであると思います。具体的には、6月5日に強行採決された年金改革法案に対する「No」が示された訳ですから、政府としても、よほどの理由がなければ、見直しをかけなければならないと思います。とくに、今回の改革法案は、強行採決後に重要な事実がいくつも明らかになったことや、法案としての条文自体に誤りが見つけられたことなど、付け焼刃的につくられたと言われても仕方のない内容ですから、本来は見直しをしなければならない状態にあります。私たちは、他の野党とも協力して、この点を強く求めてまいります。

それとともに、繰り返しとなりますがやはり重要な点は、政権与党が国政選挙で半分に満たない議席しか獲得できなかったという事実です。たとえ参議院議員選挙は直接政権を選択する選挙ではないとはいえ、全国民を対象とした選挙で政権与党ではなく野党に国民の過半数の支持が集まったということは、少なくとも現時点では政府は民意を反映していないということになります。選挙の結果を通じて、政府が民意を反映していないことが明らかになったということの重みを、きちんと受け止めなければなりません。

そうであるならば、やはり改めて民意を確認するためにも、できるだけ早い段階で解散総選挙を実施し、国民に信を問う必要があります。このことは、たまたま私たちが野党の立場にあり、選挙を行えば有利になりそうだから言っているのではなく、そもそも民主主義の原点は少なくとも国民の過半数の支持が政府にあることが前提であり、そのことが政府に強力な政治権力を委ねる根拠であるからです。ですから、その前提が崩れたまま、今までどおり政府を継続させることには大きな問題があるように思います。

(事務局)

長時間にわたりありがとうございました。

(2004年7月24日)

	今回改選			非改選	計
	比例区	選挙区	合計		
民主党	19	31	50 (+12)	32	82
社民党	2	0	2 (+0)	3	5
共産党	4	0	4 (-11)	5	9
みどり	0	0	0 (-1)	0	0
自民党	15	34	49 (-1)	66	115
公明党	8	3	11 (+1)	13	24
諸派・無所属	0	5	5 (+1)	2	7
	48	73	121	121	242

	全国	神奈川県	川崎市	高津区	
小林 正夫	301,322	8,499	1,314	163	当
加藤 としゆき	247,917	16,920	2,089	311	当
内藤 正光	220,311	9,304	1,027	141	当
家西 さとる	217,095	7,774	991	163	当
柳沢 光美	216,760	11,608	1,420	243	当
なおしま 正行	211,257	12,988	725	118	当
大石 正光	209,382	5,585	653	98	当
白 しんくん	203,052	6,255	1,404	178	当
なたにや 正義	202,612	19,078	1,417	196	当
ふじすえ 健三	182,891	17,234	2,242	379	当
喜納 昌吉	178,815	9,036	1,532	241	当
たかしま 良充	167,818	4,688	585	73	当
津田 やたろう	162,509	7,370	636	119	当
工藤 堅太郎	142,656	2,924	349	68	当
円 より子	130,249	7,101	957	137	当
下田 あつこ	120,306	2,545	330	48	当
松岡 とおる	114,136	1,141	154	32	当
前田 たけし	110,043	1,335	190	32	当
渡辺 ひでお	106,141	1,689	212	33	当
のぶた 邦雄	82,072	377	45	10	
吉田 公一	76,908	2,792	547	106	
古賀 たかあき	72,855	1,936	291	45	
わたなべ 義彦	44,736	1,051	132	19	
ひぐち 俊一	28,373	1,818	195	28	
半田 ゼンゾウ	24,734	1,180	156	19	
中島 章夫	17,466	2,194	259	28	

神奈川県選挙区得票状況

		得票数	得票率			
			全県	川崎市	高津区	全県
○小泉 昭男 (自民)	1,217,100	179,488	25,294	33.2%	33.0%	32.3%
○浅尾 慶一郎 (民主)	856,504	129,671	18,372	23.4%	23.8%	23.5%
○千葉 景子 (民主)	843,759	112,175	16,952	23.0%	20.6%	21.6%
畑野 君枝 (共産)	397,660	73,841	10,274	10.9%	13.6%	13.1%
上田 恵子 (社民)	254,943	34,340	4,944	7.0%	6.3%	6.3%
真鍋 一 (無所)	71,170	11,433	2,088	1.9%	2.1%	2.7%
川久保 勲 (諸派)	22,275	3,181	423	0.6%	0.6%	0.5%

神奈川県選挙区投票率

全県	川崎市	高津区
55.4%	55.2%	53.0%

はやわかり

自治基本条例検討委員会

報告書(案)概要

I 総則的部分

I-1 条例名称 仮称) 川崎市自治基本条例	I-3 条例の位置づけ 最高規範性	I-5 基本理念 ○市民自治
I-2 前文 条例制定の意義など	I-4 定義 ○市民/○参加/○協働	I-6 自治の基本原則 ○情報共有の原則/○参加の原則/○協働の原則

II 自治の主体 それぞれの役割と責任

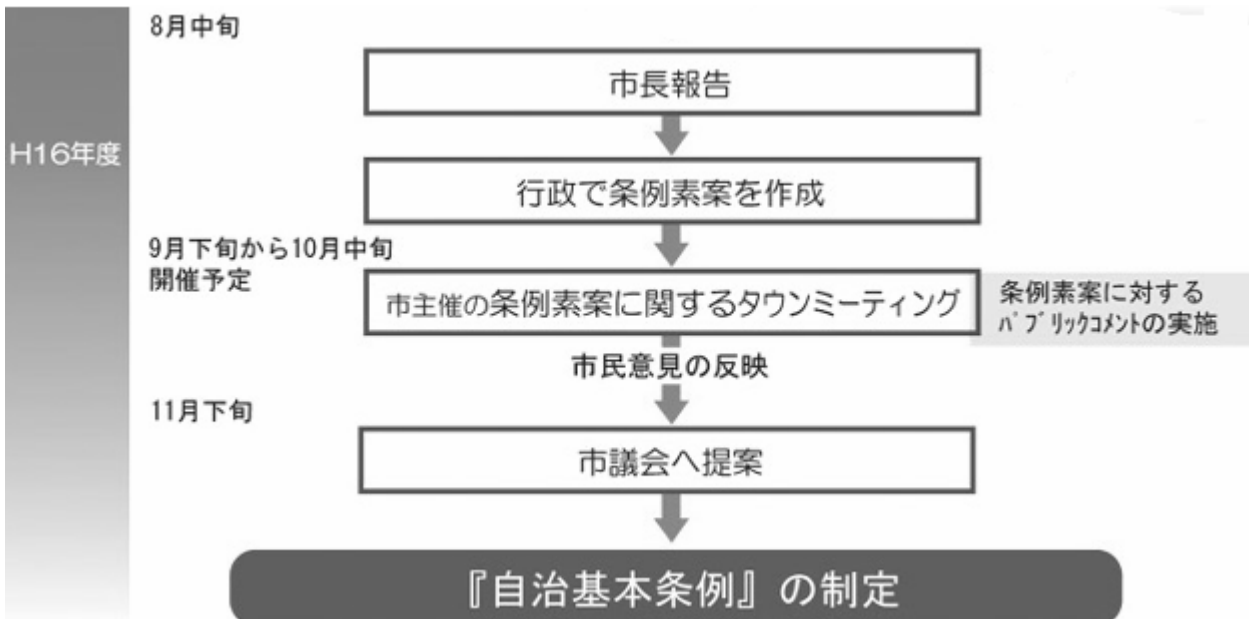
II-1 市民 (1) 市民の権利 (2) 市民の責務 (3) 事業者の社会的責任 (4) コミュニティ	II-2 議会 ○議会の設置及び議員の宣誓 ○議会の権限と責務 ○議員の責務	II-3 市長・行政 (1) 市長その他の執行機関 (2) 行政運営 (3) 計画的な行政運営 (4) 行政組織のあり方 (5) 財政運営等 (6) 苦情、不服、侵害に対する措置	II-4 区 ○区及び区役所 ○区役所の役割と責務 ○区に関する市長の責務 ○区における自治の推進 ○区の予算の確保
---	--	--	--

III 自治拡充推進のための制度等

III-1 情報共有による自治の営み (1) 情報提供 (2) 情報公開 (3) 個人情報保護	III-2 参加・協働による自治の営み (1) 総合計画等への参加 (2) 審議会等への参加 (3) パブリック・コメント制度 (4) 評価 (5) 住民投票制度 (6) 協働のための施策整備等
---	--

IV 国や他の自治体との関係について

V (仮称) 川崎市自治推進委員会



第13回「川崎市政に参加する会」のご案内

私たちの住む川崎市を「安心して暮らせるまち」にしていくためには、私たちの手でもっともっと変えていかなければならないと思います。

一人一人の主権者の皆様とともに、新しい川崎市のあり方について、勉強し、議論し、実行していく場として、「川崎市政に参加する会」を開いています。

毎月、その時々にあったテーマを設定し、開催しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

第13回 8月1日 午後2時～ 高津市民館

「参議院選挙を振り返って」

(※) 日程が変更となりましたのでご注意ください。

第14回 8月29日 午後1時半～てくのかわさき

「自治基本条例と地方分権」

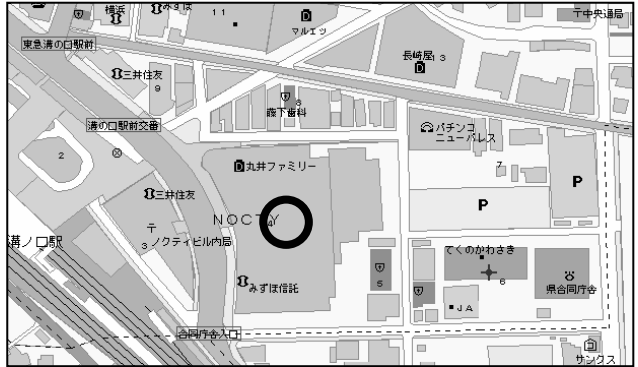
日時：2004年8月1日（日）

午後2時から4時まで。

場所：高津市民館

溝の口駅前マルイファミリー12階

溝の口1-6-10 044-812-1090



このニュースはご自宅にも配送しております。毎月確実にご覧になりたい方は、ほりぞえ健事務所までお気軽にご連絡ください。（電話855-1479）

民主党 神奈川県 第18区総支部事務所

(ひだか剛事務所も併設しております。)

〒213-0001

川崎市高津区溝の口1-20-10

東方ビル3階

電話：044-850-1205

FAX：044-850-1206

溝の口駅、高津駅から徒歩5分です。1階が文具店のビルの3階です。

<http://www.the-hidaka.net/>



政治資金ご寄付のお願い

地元から日本改革を実現するために、皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。

「ほりぞえ健後援会」宛

郵便振替：高津郵便局 口座00270-1-24169

銀行振替：川崎信用金庫 高津支店 普通0796294

第二〇回参議院選挙が終了した。解散総選挙がなければ、国政選挙で民意を表明できる最大の機会は二〇〇七年となる。この三年間の最大の焦点は、憲法改正問題となるだろう。六月、わが党は「憲法提案中間報告」を発表した。今年中に「憲法提案」をまとめる。二〇〇六年には改正案を提出する予定である。ぜひ各文書を読んで、ご意見を寄せていただければと思う。地方、自民党も昨年十二月「憲法改正プロジェクトチーム」を発足させ、六月十日に「論点整理(案)」を発表した。一般に九条関連が注目されているが、重要な争点は他にもある。まず目をひくのが「国会及び内閣」のなかの一部である。「総理大臣以下内閣の国会への出席義務を緩和し、副大臣などの代理出席でよいとするなど憲法の規定を見直すべきである」「文民条項(内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でないければならない)は、削除すべきである」というものだ。前者は、各大臣の政策立案能力を高め、政治のリーダーシップを強化する方向に逆行しないか。後者によって、「軍人」が国を牛耳る事態が生まれまいかという心配は、杞憂に過ぎないだろうか。次に印象深かったのは、「国民の権利及び義務」だ。「個人主義」が「利己主義」に変質し、「家族や共同体の崩壊につながってしまったのではないか」として、次のように提起されている。「社会的連帯・互助の観点からの『公共的な責務』に関する規定を設けるべきである」「家族を扶助する義務を設けるべきである。また、国家の責務として家族を保護する規定を設けるべきである」「婚姻・家族における両性平等の規定(現二十四条)は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである」。家族という極めて私的な分野について、国民は憲法による規制を受けなければならぬのだろうか。また「両性平等の見直し」とは、具体的に何を意味するのであろうか。以上は一例だが、全体に目を通せば、民主党が「国家像」がはたきださる。来年の通常国会では、改憲のための「国民投票法案」が提出される見通しだ。憲法について態度決定が迫られるまで、時間はもうあまり残っていない。(事務局ゆ)